

高齢者福祉サービス一覧

事業名	内容	対象者	その他の条件	自己負担	申請期間
緊急通報システム貸与事業	・緊急通報装置(ボタンひとつで、119番通報ができるもの)の貸し出し ・家庭用電話機の横に取り付ける本体と、ペンダント型の通報機器がセット ・NTTの固定電話を持たない方には、携帯電話型の機器の貸し出し	・概ね65歳以上の独居高齢者 ・ " " の高齢者世帯 ・身体障害者1～2級の手帳交付を受けている人 ・高齢者であり、日中独居の状態にある人 (※状況を確認し、貸与を決定する。)	【固定電話型】 ・NTTのアナログ回線 又は NTTの光電話(フレッツ光)を利用している。 (他社の契約ではない。) ・重度の認知症ではない	【固定電話型】 所得税課税世帯 初期設置費用/利用料(月額) 3,190円/418円 【携帯電話型】 所得税課税世帯(月額) 3,930円 所得税非課税世帯(月額) 652円	随時(申請のあった月の翌月に設置)
「食」の自立支援サービス事業(配食サービス)	・月に1回昼食時にお弁当を配達。 ・配達日は、エリアによって第2もしくは第4水曜日	・概ね65歳以上の独居高齢者 ・ " " の高齢者世帯		住民税課税世帯 300円/(1食) 非課税世帯 100円/(1食)	随時
在宅介護慰労金支給事業	・在宅で、認知症や寝たきり高齢者を介護している家族に慰労金を支給 支給額 ①要介護3…30,000円 ②要介護4以上…100,000円 (介護認定を受けていなくても申請可)	・在宅で要介護3～5の65歳以上の高齢者を介護している家族	前年8月1日～今年7月31日までの1年間で以下の①～④のすべてに該当する人 ①要介護3以上の認定を受けている高齢者を6ヶ月以上継続して在宅で介護している人(※現在、介護保険を申請していなくても、該当しそうな人はご相談下さい) ②介護保険サービスを利用していない人(1週間程度のショートステイのみの利用は可) ③ショートステイの利用日数と医療機関への入院日数の合計が30日を越えていないこと ④介護している人、受けている人が住民税非課税世帯に属している人		8月1日～8月31日
介護用品購入費助成事業	・在宅で要介護4～5の65歳以上の高齢者を介護している家族に介護用品の購入費として月額2500円を助成	・在宅で要介護4～5の高齢者を介護している家族	・介護を受けている高齢者、介護している家族がどちらも住民税非課税世帯に属している人		随時(年度毎)
外出支援サービス事業	・自宅から市内の医療機関への送迎((株)幸ちゃん(福祉・介護タクシー)に委託)	・概ね65歳以上で一般の交通機関を利用して通院が困難な方	・一般的な交通機関では移動が困難な方(タクシーやバスの利用が出来ず、車イスやストレッチャーでしか移動が出来ない方)	利用料金の2割	随時(年度毎)
軽度生活援助事業	・自宅の庭の除草作業など(高萩市シルバー人材センターに委託)	・概ね65歳以上の独居高齢者		1,800円/(1日) 900円/(半日)	随時(年度毎)
徘徊高齢者等家族支援事業	・GPS端末の貸し出し	・認知症で徘徊のみられる高齢者		レンタル料 1,320円/(月額)	随時
老人日常生活用具給付等事業	給付 電磁調理器 火災警報器 自動消火器 貸与 老人用電話	・65歳以上の独居高齢者 ・在宅で生活している寝たきり高齢者		生活保護世帯/0円 所得税非課税世帯/0円 課税世帯(課税額～1万円)/16,300円 課税世帯(課税額1～3万円)/28,400円 課税世帯(課税額3～8万円)/42,800円 課税世帯(課税額8～14万円)/52,400円 課税世帯(課税額14万円～)/全額自己負担	随時